

新体育館に関する特別委員会会議録

○日 時 平成30年12月12日(水) 午後1時30分

○場 所 全員協議会室

○協議事項

新体育館の管理運営方針(案)について

○出席委員

委員長	永田	公由	君	副委員長	永井	泰仁	君
委員	金田	興一	君	委員	小澤	彰一	君
委員	篠原	敏宏	君	委員	赤羽	誠治	君
委員	村田	茂之	君	委員	中野	重則	君
委員	横沢	英一	君	委員	西條	富雄	君
委員	金子	勝寿	君	委員	山口	恵子	君
委員	牧野	直樹	君	委員	古畑	秀夫	君
委員	中原	巳年男	君	委員	中村	努	君
委員	丸山	寿子	君	委員	柴田	博	君

○欠席委員

なし

○説明のため出席した理事者・職員

副市長	米窪	健一朗	君
こども教育部長	中野	昭彦	君
スポーツ推進課長	田下	高秋	君
新体育館建設プロジェクト 担当係長	佐々木	高史	君
新体育館建設プロジェクト 主任	中田	健太郎	君

○議会事務局職員

事務局次長	横山	文明	君	議事調査係長	小澤	真由美	君
-------	----	----	---	--------	----	-----	---

午後1時26分 開会

○委員長 それでは、定刻前ではありますが、全員おそろいでございますので、ただいまから新体育館に関する特別委員会を開会をいたします。この際申し上げます。審査に関する発言については委員、職員ともに全てマイクを使用させていただきようお願い申し上げます。

それでは、理事者から挨拶を受けることといたします。

理事者挨拶

○副市長 委員会を開催いただきまして、ありがとうございます。本日は、今、施設の整備を鋭意進めているところでございますけれども、開館に向けての管理運営方針等について御協議をお願いするものでございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○委員長 それでは、審査に入ります。

なお、発言に際しては、議事の円滑な進行のため、委員長の指名を受けた方の方のみの発言といたします。議事進行に御協力をお願いいたします。

新体育館の管理運営方針（案）について

○委員長 それでは、新体育館の管理運営方針（案）について説明を求めます。

○こども教育部長 よろしく願いいたします。資料No. 1 新体育館の管理運営方針（案）についてでございます。趣旨でございますけれども、現在、設計・施工者を契約をさせていただいて、実施設計を進めている段階にあります。この段階におきまして、施設整備と並行して、開館の準備を進める必要があるものですから、管理運営方針について、本日、御協議をいただくものでございます。

内容でございますけれども、管理運営方針（案）ということで、細かいものではございませんけれども、基本的な方針ということで、本日は協議をさせていただきます。市立体育館の利用の状況、それから先進事例の視察、それから実際に今、体育施設を管理運営している会社へのマーケットサウンディングを行ってまいりました。その中で本日の基本的な管理運営方針（案）を御協議をさせていただきたいというものでございます。管理運営方針につきましては、現段階からまだ開館までは十分時間はありますけれども、十分な時間を確保しまして、しっかりと管理運営を開館から進めていきたいということでございますので、御協議のほどよろしくお願い申し上げます。経過、対応についてはそこに書いてあるとおりです。詳細につきましては、サブリーダーから説明をさせていただきます。

○スポーツ推進課長 よろしく願いいたします。それでは、別紙1をお願いいたします。表紙をおめくりいただきまして、本日の説明内容となります。1、管理運営手法、直営と指定管理制度につきましては、若干説明させていただきまして、運営管理を検討した項目といたしまして、2からとなります。2番の市立体育館の利用状況と課題、3の視察事例、4、管理運営者に対して実施いたしましたマーケットサウンディングの結果を御説明し、最後5といたしまして、管理運営方針（案）でまとめさせていただきます。6のマスタースケジュールにつきましては、管理運営方針（案）に基づいた竣工までのスケジュールとなります。

続きまして、2ページとなります。1、管理運営手法となります。こちらにつきましては、市の指定管理者制度の運用ガイドラインからの抜粋となります。（1）といたしまして、公の施設の管理手法、こちらにつきましては、指定管理者制度と直営管理がございます。指定管理者制度では、施設の使用許可や料金の設定の権限が与えられまじたり、利用料金制度が採用できるため、利用料を収入にすることができるということが、直営管理による業務委託と異なるところでございます。現在の市立体育館につきましては、直営管理で予約、受付、簡易清掃

の業務をNPO法人塩尻市体育協会に440万円で委託をしております。

(2) 指定管理者制度導入の基本的な考え方、四角で囲った部分となりますが、指定管理者制度を導入するためにアといたしまして、直営の妥当性、イといたしまして、効率的・効果的な管理運営ができるかを検討することとなっております。体育館につきましては、直営でなければならない明確な理由がないため、イの項目に合致するか確認する必要があります。特に赤色の部分、指定管理者制度を導入した場合、現状維持もしくは市民ニーズに合った開館日、開館時間の拡大等、現状以上の市民サービスの提供が可能かという項目と、民間事業者等のノウハウの活用が期待できるかが確認する項目になると考えております。

続きまして、3ページをお願いいたします。2といたしまして、平成29年度の市立体育館の利用状況と課題ということになります。市立体育館の利用状況を見ることによりまして、塩尻市としての体育館の利用傾向を検証できると考えまして、検討課題とさせていただきます。こちらにつきましては、市立体育館を利用区分の時間ごと、6区分になります。これは2時間ごとの時間枠となります。あわせまして、最小貸出面積、アリーナの4分の1面ごとの利用状況を分析いたしました。利用につきましては、減免区分ごとに集計をいたしまして、減免団体以外は一般利用として集計をさせていただいております。

別紙2、A3のカラーのものをお願いいたします。こちらが、平成29年度の市立体育館の利用状況ということで、4月から3月まで1年分、傾向をつかむために、今回初めて簡易集計を行ったものとなります。右下には区分として、1番の市からA、丸ということで、高齢者団体、一般利用まで、それぞれ減免区分ごとに、番号をつけて色分けをさせていただいております。

左上の4月の欄をごらんください。縦軸が1日から30日、横軸が2時間ごとの区分ごとの利用状況がわかるようになっております。例えば4月の1日、8時30分から10時半の時間枠につきましては、4番ということで、スポ小のほう全面、4分の1面の4区画ということで、全面を使用したということになりますし、2日の日曜日につきましては、11の団体ですので、高等学校が2面使っているということで、これは半面、4分の1面を2区画使ったということで、半面を使用したということになりますし、4月5日の8時半からのピンクの丸の部分、一般利用の方が4分の1面を使用したという形で集計をさせていただいております。ですので、この白くなった、何も印のない部分が現状空いているというようなイメージで見ていただければと思います。

それでは、別紙1のほうにお戻りください。4ページになります。(1)年間利用率の検証と課題ということで、先ほどの別紙2の表を集計いたしまして、年間利用率を円グラフといたしました。利用率といたしましては63%、利用されていない、先ほどの白塗りの部分が37%となります。また、減免団体の利用率は全体の56%、減免団体でない一般の利用者の割合につきましては、7%と少なく、利用者の固定化が見られております。課題といたしまして、下に記入させていただきましたが、利用率の向上、利用者の固定化の解消、新規利用者の開拓が挙げられます。

続きまして、5ページをお願いいたします。今度は、平日の利用率の検証と課題ということで、まとめさせていただきます。棒グラフとなります。昼間の時間帯、8時30分から17時につきましては、空枠が50%前後と高くなっております。半分程度利用されていない状況となっております。17時から19時につきましては、部活動の利用が多くなっております。19時から21時30分につきましては、ほぼ100%利用されております。この時間は体育協会とスポーツ少年団の指定練習日となっているため、他の利用者が利用できない状況とな

っております。課題といたしまして、昼間の利用率の向上、また、多くの人、特に社会人が仕事が終わった後、利用できるようなルールづくりの必要性が挙げられます。

続きまして、6ページをお願いいたします。次に、休日の利用率の検証と課題をまとめさせていただきました。同じく棒グラフとなっております。休日につきましては、平日と比較いたしますと、昼間の利用率は上がります。逆に夜間の利用率が下がっております。利用率が高いはずの休日でも全体を通しますと、60%から70%程度の利用となっており、空枠が多い状況となっております。課題といたしましては、利用率の向上、また、空枠を有効活用した大会やイベントの誘致など、体育館へ人を呼ぶ工夫が挙げられます。

続きまして、7ページをお願いいたします。(4)といたしまして、市立体育館の収入の検証と課題となります。使用料の収入面から集計をいたしまして、グラフにいたしました。一番最初の円グラフでお示しましたように、利用者のほとんどが減免団体であるため、減免前の使用料、濃いピンクの部分となりますが、203万4,000円余りに対しまして、78%を減免しております。減免がない場合の全体の使用料、203万1,000円に對しまして、現状で30%程度の収入となっております。市立体育館の維持管理費に対する収入の割合につきましては、平成29年度決算で、大体17%となっております。この維持管理費につきましては、職員が市立体育館にかかわった分の人件費は含んでいませんので、人件費を加えますと、割合はもっと少なくなることとなります。課題として、維持管理費に対して収入が少ないこと、減免が大きいため、適正な利用者負担、減免基準の設定が必要になると考えております。

続きまして、8ページ、大きな項目、3番の視察事例になります。平成28年度以降、視察をしました同規模程度以上の16施設、体育館につきましては、管理手法を区分させていただきますと、指定管理者制度を採用している施設が13施設、直営管理が3施設と圧倒的に指定管理者制度を採用している施設が多くなっております。また、近年竣工しました施設につきましては、開館と同時に指定管理者制度を導入している施設が多くなっております。指定管理料につきましては、施設規模や使用料、減免規定が違うため、あくまで参考値となりますが、8,500万円から1億2,000万円くらいとなっております。指定管理者の施設の運営状況となりますが、利用率の向上や新規利用者の開拓のため、さまざまな年代、多様な自主事業を実施しております。地域の生活スタイルに合わせた営業時間の延長、著名選手の運動教室開催による集客、広告などの周知活動を実施しております。また、昼間の利用率の向上といたしまして、昼間の空枠を利用した自主事業、学校運動会など、地域のニーズの発掘などをしてございました。週末に人を呼ぶ工夫といたしまして、興業などのイベントの誘致、企業のレクリエーションの誘致などを実施してございました。

そのほか、ニーズに合わせたサービスといたしまして、自動販売機の増設、スポーツ用品の販売、にぎわいのあるトレーニングルームとするため、レベルに合わせたトレーニングプログラムの作成など、トレーニングルームの利用者へのサービス、窓口での軽食の販売、卓球のラバーの張りかえ受付、イベント時の移動販売車やブースの設置など、サービスの向上を図ってございました。

9ページをお願いいたします。次に施設使用料につきましては、近年竣工しました施設では受益者負担の原則により使用料を設定している事例が多くなってきておりまして、負担割合といたしましては、維持管理費の50%を利用者が負担するよう設定をしている施設が多くございました。照明料につきましては、使用料に含む事例が近年多くなっております。また、冷暖房費につきましても、施設使用料に含む事例が多くなってきております。

減免規定につきましては、受益者負担の原則から、減免を全部廃止した事例もございました。また、減免を適用する場合に真に公益性のあるものに限定し、厳格に運用、利用者間で不公平が出ないように工夫をしております。

視察事例のまとめといたしまして、指定管理制度の施設では、利用率を上げる工夫が図られており、にぎわいの創出、サービスの向上が図られております。空枠は自主事業を実施いたしまして、また、地域のニーズに合わせて、さまざまな自主事業の展開をしています。受益者負担の原則に基づいた使用料、減免規定を実施していることが挙げられます。

続きまして、10ページをお願いいたします。大きな4番、マーケットサウンディングの結果となります。体育施設運営会社に過日、直接対話によりマーケットサウンディングを実施いたしました。参加者数は、3社となりました。

主な対話内容としまして、指定管理者制度の一番のメリットはサービスの向上と自主事業ができること、また、利用客からまた来たいと思ってもらえるサービスの提供が重要であること、ライフスタイルの多様化から、早朝や夜間延長の検討ができること、開館と同時ににぎわいのある施設とするためには、事前の宣伝が重要なので、早期に指定管理者を選定してほしいこと、併設する公園は体育館来館への導入部としてさまざまな可能性があること、減免につきましては、特定の者への減免ではなくて、全体のサービスの向上やサービスの提供に向けるべきではないかなどの意見をいただいております。

結果といたしまして、指定管理者制度の採用によりまして、多様な自主事業、開館時間の延長など現状以上の市民サービス提供が期待できること、また、対話をしました参加者につきましては、事業への参加意欲は大変高く、参加者の確保は可能であるということが挙げられます。

続きまして、11ページをお願いします。大きな5番、管理運営方針（案）となります。市立体育館の利用状況と課題、視察結果、マーケットサウンディングの結果を踏まえまして、新体育館の基本コンセプトを実現するため、また、新体育館のポテンシャルを活用し、新たな付加価値を創出するために、一つといたしまして、民間の知見を活用できる指定管理者制度を導入する。これにつきましては、また来たい、行ってみたいと思われる魅力ある運営と、自主事業による新たな利用者の開拓などが図られるものでございます。

2番といたしまして、受益者負担の原則による施設使用料を基本とする。これは適正な利用者負担を図っていききたいという趣旨でございます。

3番、減免規定につきましては、真に公益性のあるもののみとして、見直しを検討する。税負担の公平性を担保できること、新規利用者の拡大が期待できることでございます。この1、2、3番、3つを方針としたいと考えております。

最後に6番、マスタースケジュールとなります。現在、TODAYのところ、12月12日となります。先般、請負契約を議会議決がされまして、基本設計者からの意思伝達を11月8日に実施いたしまして、実施設計を進めているところでございます。新体育館の竣工につきましては、2020年11月末と当初より2カ月工期を短縮する提案となっております。外構部分等の附帯工事も含めまして、2021年4月の開館には、全体事業が竣工するスケジュールでございます。今後、年内を目標に管理運営方針を決定いたしまして、実施設計と並行いたしまして、施設の維持管理費の積算、使用料の検討を行いまして、次年度、第2回目のマーケットサウンディ

ングを実施する予定です。マーケットサウンディングでの意見を踏まえまして、指定管理者制度での仕様書の作成を行いまして、指定管理者の公募につきましては、次年度末、冬場を予定しております。

2020年6月の議会で議案を提案させていただきまして、議決をし、指定管理者となる者と開館準備業務を契約いたしまして、開館準備業務に入ります。開館準備業務として想定されるものが、先行予約の受付、アルバイトや自主事業の講師の確保、広報宣伝活動や、備品選定の助言、備品の受け入れ、開館式典への協力などを予定しております。2021年4月に開館となり、以降は指定管理者の運営となる計画としております。

以上、本日、協議をお願いする管理運営方針（案）につきまして、一括説明させていただきました。よろしくお願いたします。

○**委員長** スポーツ推進課長、10ページのサイネージの導入を希望っていう、このサイネージっていう意味教えてくれる。

○**スポーツ推進課長** 係長からお願いします。

○**新体育館建設プロジェクト担当係長** デジタルサイネージっていうゆる、例えば体育館入っていただくと、12インチくらいのモニターがありまして、そこに本日の予約状況でありますとか、施設の案内とか、例えば広告等を流すような電子掲示板でございます。

○**委員長** ありがとう。

それでは、ただいまの説明について質疑を行います。質疑については区分して行いますのでお願いたします。

まず、2ページから7ページまでの管理運営手法、29年度の市立体育館の利用状況と課題について質疑を行います。質問、意見のある委員はお願いをいたします。

○**金子勝寿委員** 5ページ、体育協会の指定練習日ということで平日の夜は基本的に体協の皆さん練習、これも体育館設置以来こういう慣行でやってきたっていうことでいいんですかね。

○**スポーツ推進課長** 明確にちょっと記録がないのではっきりとはわかりませんが、条例の中で利用の調整という部分がうたわれておまして、恐らく、開館当初から当時は屋内の体育施設が大変少ない中でしたので、やまびこ国体を控える中で、恐らく、利用の調整、競技力向上という部分で調整が過去からなされてきたと判断しております。

○**金子勝寿委員** こういうことでやってきたということ、これは一般の利用の方が夜間利用したいんだけどとかいうニーズ等は把握はしていたのか、いないのか。

○**スポーツ推進課長** 恐らく、当時から自分たちも体育館使いたいという声はあったんであろうと推測はいたしますが、ちょっと時系列が正確にはわかりませんが、小学校、中学校の学校体育館の開放制度であるとか、そういった部分への振り分けをやる中で、市立体育館につきましては、平日につきましては、競技力向上として競技スポーツをやっている、一般の方は小中学校の体育館を活用していたのではないかという状況を推測しているところでございます。

○**金子勝寿委員** わかりました。

○**委員長** いいですね。ほかに。

○**柴田博委員** 現在の体育館の減免制度の中身、内容についてちょっともう少し詳しくお願いします。

○**スポーツ推進課長** 使用料の減免につきましては、塩尻市体育施設使用料減免要綱ということで、平成25年にこれまで内規で運用してきたものを例規集の中で、閲覧できる形で、告示をさせていただいております。主な減免といたしましては、例えば市とか保育園とか、体育協会、スポーツ少年団が使用する場合につきましては100%減免しますよ、であるとか、中学校の部活動の延長の社会体育につきましては90%減免します、また市や教育委員会が講演する中信地区規模以上の大会につきましては50%減免しますであるとか、高等学校が使用する場合には50%減免します、というような形で、いろんな使用区分を想定いたしまして減免をかけさせていただいております。先ほど別紙2のカラーのほうでお示しした資料がございますが、こちらの1番から7番までが100%減免をしている主な区分となります。市、幼稚園、保育園、小中学校行事、体協行事、スポ少、中体連、区、障がい者ということでざっくりと書かせていただいております。8番の中学校部活動、こちらが部活動の延長の社会体育で90%減免させていただいているもの、9番から12番までにつきましては50%を減免しているものでございます。

○**委員長** いいですね。

○**篠原敏宏委員** 2ページの民間従業者のノウハウの活用が期待できるかっていう、そのとおりだと思うんですが、市が期待をするノウハウっていうのは具体的にどんなものが考えられていますか。

○**スポーツ推進課長** ちょっと先の議論になってしまっていて恐縮なんですけど、先ほど、ページ数でいきますと11ページ管理運営方針案の中に、1番の部分まとめさせていただいております。また来たい、行ってみたいと思われる魅力ある運営、ここが新たなにぎわいの創造という基本コンセプトにつながりますので重要だと思っておりますし、6項目それぞれ期待するものとして考えております。

○**篠原敏宏委員** それはよくわかります。新潟へ視察に行ったときも民間であるがゆえにできているなど、それは実感しましたので。それは経営上その受託団体が自由に運営をして、貸している利益っていう、それは得てもいい想定でしょうか。

○**スポーツ推進課長** 指定管理料の算出といたしまして、市は幾ら出します、収益、利用料として幾ら入ります、そのトータルで採算をとってくださいというのが基本となりますので、収益が上がれば上がるほど市が負担する指定管理料が安価になってくるという形になると考えております。

○**委員長** いいですね。ほかにいかがですか。なければ次に進みます。

視察事例マーケットサウンディングの結果等について、ページ8からページ10までについて質疑を行います。質問、意見のある方はお願いをいたします。

○**金子勝寿委員** マーケットサウンディングの結果というところで、黒ポツの7くらいかな、開館から利用率はにぎわいのある施設とするために開館前の宣伝が重要になるので、早期に指定管理者を選定し十分な準備期間が欲しいって、これ具体的に商業利用も考えた中でこういう意見があったのか、その辺。

○**スポーツ推進課長** 特にこの部分は、ここに新しい体育館ができました、こんな自主事業をやりますっていう部分が早期に宣伝をすることによって、通常オープニングイベントをやって初めてこういう施設があるんだっていうふうに認知される方が多いのが現状らしいんですが、事前から宣伝を打つことで当初からにぎわいをつくれるというような主旨の御意見でございました。

○**金子勝寿委員** ちょっと少し離れるんですが、指定管理制度で松本市なんかラーラはゼロ円で入札があったり

しても、要は事業者の消費税の考え方とか細かい部分まで精査した中で指定管理のことを決めたりしているんですが、若干申し上げにくいですが、当市の場合は来たのを審査会さっとかけてっていうイメージ、職員の方ちゃんと精査はしてると思うんですが、今回体育館、これ一回指定管理した場合多分長くお付き合いすることになると思うんですね。したがって、原価計算とかサービスの向上とか、項目をふやしたり審査する職員と民間の方ですが、その前に少し具体的なものと審査ルールについてお隣の市へ学びに行くっていうと変ですが。要はきちんとしたサービスができるっていう判断をできるような形でやっていただきたい、もうちょっと。要望ですので、よろしくをお願いします。

○委員長 はい。ほかにいかがですか。よろしいですか。

○横沢英一委員 9ページの視察事例ということでまとめてもらってあるんですが、これがこういう形になるってことになりなると、相当大きな転換になると思うものですから、やっぱり簡単になかなか決められるってことは難しい部分もあると思うんですが、特に私は障がい者とか保育園だとか特定の高齢者っていうけれども、全部の高齢者ではなくて、相当高齢の皆さんのためにも配慮しなきゃいけない部分もあると思いますし、やっぱり塩尻市は健康寿命をこれからどんどん伸ばしたいということ言ってるわけですから、そこら辺も考えての形にぜひお願いしたいと、こんなふうに思うわけですが。一応事例を見た感じでの意見でございます。

○委員長 意見でいいですね。

ほかにいかがですか。よろしいですか。

それでは次に、管理運営方針と今後のスケジュールについて質疑を行います。

○金子勝寿委員 今の旧体育館の管理運営は体協さんをお願いしたままで、新しい体育館は指定管理でやるのか、仮にセットでやるのか、方針確か一回出てると思うんですけど、一応確認も含めて。

○スポーツ推進課長 今回御提案申し上げます管理運営方針（案）につきましては、あくまで新体育館という部分で想定しております。体育協会が管理している現体育館につきましては、基本的にはそのままというイメージでありますので、よろしくお願いいたします。

○委員長 いいですかね。ほかにいかがですか。

○古畑秀夫委員 管理運営方針の中で、先ほどいろいろ今の体育館の減免の細かいお話ありましたが、これでいくと今度、受益者負担を原則ということで、かなり減免の部分厳しくするようですけども、いろんな今までの経過からしていろんな抵抗といいますか、いろいろ出てくるんじゃないかというふうに思うわけですが、これは50%とかそういういった部分もある程度細かく分けるような考えでしょうか。

○スポーツ推進課長 基本的には、まだ具体的な部分はあくまで基本線として御提案申し上げたところですので、具体的にはこれから検討となりますが、ただ公平性だとかを担保しなければいけないと思っておりますし、市といたしましても莫大な投資をして拠点となる設備を整備いたしますので、基本的には受益者負担を求めていく、ただその内容につきましては、今後も議会の皆さまと協議をさせていただく中で具体的に定めていきたいと考えております。

○古畑秀夫委員 あんまり高くといいますか、設定してなかなか利用が進まないというようなことが逆に起きていけないし、あまり批判も、せっかくいい施設使っても、高いとかいろんな意見出たりしてイメージ悪くしてもいけないので、ぜひ十分関係者の意見等も聞きながら対応して欲しいと思いますので、要望です。

○委員長 ほかにいかがですか。ないようですので、今回示されました運営方針（案）の中で指定管理者制度の導入、また受益者負担を原則とする施設使用料を基本とする、減免規定については見直しを検討する、これにつきましては委員会として了承するというところでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 それでは採用を決定をいたしました。

ほかにございますか。ないですか。事務局、いいですかね。委員の皆さんから何か体育館に関してございますか。

ないようですので、以上をもちまして新体育館に関する特別委員会を閉会といたします。御苦労さまでした。

午後2時05分 閉会

平成30年12月12日（水）

委員会条例第29条の規定に基づき、次のとおり署名する。

新体育館に関する特別委員会委員長 永田 公由 印